

産業廃棄物の保管施設ガイドライン

平成 13 年 4 月
平成 29 年 10 月
北海道環境生活部
環境局循環型社会推進課

第 1 目的

このガイドラインは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく保管基準の定めによるほか、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の保管施設の具体的な構造基準等を定めるところにより、排出事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）における適正な産業廃棄物の保管を確保するとともに、生活環境の保全に資することを目的とする。

第 2 用語

このガイドラインにおいて、用語を次のとおり規定する。

- 1 「保管場所」とは、排出事業者が設置する産業廃棄物を搬出されるまでの間の保管の用に供するための場所及び産業廃棄物処理業に係る産業廃棄物の積替え保管又は処分のための保管の用に供するための場所（選別等の作業場所を含む。）をいう。
- 2 「保管施設」とは、保管場所、産業廃棄物処分業の中間処理の用に供する施設（以下「処理施設」という。）及び設備を設置する区域をいう。
- 3 「安定型産業廃棄物」とは、廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、がれき類をいう。
- 4 「保管上限」とは、保管場所において保管することができる産業廃棄物の数量の上限をいう。
- 5 「保管高さ」とは、屋外の保管場所において容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合の産業廃棄物の積上げ高さのうちの最高となる部分であって、囲いを設置している地盤面からの高さをいう。

第 3 適用対象

このガイドラインは、産業廃棄物の保管場所を有する排出事業者及び処理業者に対し適用する。

なお、当該保管場所内に産業廃棄物と有価物が混合した状態で保管されている場合は、有価物が明確に分離・分別されていない限り、原則として全体を産業廃棄物としてこのガイドラインを適用する。

第 4 保管上限及び保管高さ

1 保管上限

- (1) 産業廃棄物収集運搬業に係る積替えの用に供する保管場所（手選別等の処分業の許可を要しない種類又は規模のものを含む。）にあつては、当該保管場所の 1 日当たりの平均的な搬出量の 7 日分を超えない量を保管上限とする。
- (2) 産業廃棄物処分業者が設置する産業廃棄物処理施設に係る保管場所にあつては、表 1 に掲げる量を保管上限とする。

表 1

産業廃棄物の種類	保管上限	留意点
建設業（工作物の新築・改築・除去）に係る木くず、コンクリートの破片	当該処理施設の1日当たり処理能力に次の数を乗じたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・分別されたものに限る ・再生を行う処理施設において再生のために保管する場合に限る
建設業（工作物の新築・改築・除去）に係るアスファルト・コンクリートの破片	70	
その他の産業廃棄物	14	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るものであっても分別されないものはこちら

- (3) 複数の種類の産業廃棄物を処理する処理施設について、産業廃棄物の種類ごとに複数の保管場所を設置する場合は、各保管場所の保管数量の和が(2)に規定する保管上限となること。
- (4) 保管施設内に複数の処理施設が設置されている場合は、それぞれの処理施設に係る保管場所ごとに保管上限を算定すること。
- (5) 保管場所内で選別等の処理が行なわれ、金属くず等の有償売却できるものとその他の産業廃棄物とに分離した後、両者が混合しないよう区分して保管している場合に限り、当該有償売却できるものの保管数量は、保管上限には含まないこととする。
なお、この場合であっても、保管上限に係る規定を除き、原則として、法に基づく保管基準及びガイドラインに定める保管上限以外の規定に基づく保管を行う必要があること。
- (6) 排出事業者が産業廃棄物の発生場所内に設置する保管場所にあつては保管上限は設定しないが、可能な限り少量となるよう保管することを要するものとする。
ただし、発生場所から当該産業廃棄物を自ら運搬し、発生場所と異なる場所で保管する場合は、(1)の保管上限を適用する。

2 保管高さ

屋外の保管場所において容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、次の高さを超えない保管とすること。

- (1) 保管場所の囲いに産業廃棄物の荷重が直接かからない保管方法の場合は、参考図 1 の実線以下にて保管すること。
- (2) 保管場所の囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる保管方法の場合は、参考図 2 の実線以下で保管すること。
- (3) 第 5 の 1(4)により保管場所の周囲に囲いを設けない場合は、参考図 4 の実線以下で保管すること。

第 5 産業廃棄物の保管施設の構造基準

1 周囲の囲い

- (1) 保管施設の周囲には、人がみだりに施設内に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。
なお、囲いは、原則として、1ヶ所に出入口を設けた高さ 1.5 m以上の耐久性を有するものとし、出入口には施錠できる堅牢な扉を付けること。ただし、周囲に海面、河川、崖等がある場合など、人がみだりに立ち入ることができない箇所については、囲いを設ける必要はないこと。
- (2) 屋外で産業廃棄物の保管を行う場合は、保管場所の周囲には囲いを設けること。
なお、保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対して構造耐力上安全であるコンクリート製等の堅牢な構造とすること。
- (3) 1つの保管場所で複数の種類及び処理区分の産業廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物の混合を防止するため、産業廃棄物の種類及び処理区分ごとに保管できる仕切りを設けること。

- (4) 安定型産業廃棄物及び容器を用いて保管している産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の保管場所又は選別場所であって、保管施設の周囲に囲いが設置され、かつ、保管している産業廃棄物の飛散流出のおそれがないものについては、保管場所の周囲の囲いは設ける必要はないこと。

なお、その際には、その周囲に杭等を設置するなどの方法で保管場所の区域を判断できるような措置を講ずること。

- (5) 屋内での保管であって、保管場所として使用する場所が他と壁等により明確に区分され、出入口に施錠できる構造である場合は、周囲の囲いは設置する必要はないこと。
- (6) 廃油、廃タイヤなど、消防法等の他法令の規制を受ける産業廃棄物の保管を行う場合は、関係部局にて必要な手続きを行うとともに、他法令に定められた構造等をとること。

2 床等

- (1) 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管場所の床は、産業廃棄物の流出、地下浸透を防止するため、原則として、耐久性があり、かつ、保管する産業廃棄物の性状に合わせ、耐腐食性及び不浸透性を有する材質にて被覆すること。
- (2) 重機等が乗り上げる保管場所にあっては、荷重で床が破損することがないように、原則として、床の材質を鉄筋コンクリート又は鋼板製等とすること。
- (3) 液状物（廃油、廃酸、廃アルカリ）又は浸出水の流出のおそれがある泥状物の保管場所には、その性状に合わせ、流出防止堤、油水分離槽等を設置すること。
- (4) (1)及び(2)の規定は、産業廃棄物の性状に合わせた耐久性、耐腐食性を有した容器等に封入するなど、容易に内容物が流出しないような措置が取られた状態で保管が行なわれる保管場所については適用しない。

ただし、保管場所内で選別等の作業を行うことにより、液状物の流出のおそれがある場合は、(1)及び(2)の規定を適用する。

3 屋内等での保管

- (1) 屋内等での保管を要するもの

次のいずれかに該当する場合は、原則として、屋内での保管又は屋根が設けられた保管場所での保管を要するものとする。

① 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合

② ①以外の遮断型最終処分場における処理を要する産業廃棄物（有害な産業廃棄物）の保管を行う場合

③ ①以外であって、産業廃棄物から汚水が生ずるもの又は腐敗性のある産業廃棄物の保管を行う場合

④ 保管する産業廃棄物の性状に合わせた耐久性、耐腐食性を有した容器等に封入し保管するなどの容易に内容物が流出しないような措置が取られていない場合

- (2) 屋内での保管を要さないものの措置

(1)のいずれにも該当しない場合であっても、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管に当たっては、できるだけ屋内での保管又は保管場所に屋根を設けるものとする。

なお、屋根を設けずに保管を行う場合は、保管場所の周囲には開渠を設けるなど、周囲からの雨水等の流入を防止することができる措置を講ずることとする。

4 排水処理施設

保管施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、当該施設の種類、規模等に応じ、水質汚濁防止法、下水道法等による規制基準に適合するための排水処理設備を設けること。

5 緩衝地帯

周辺的生活環境の保全に支障を生ずるおそれがないよう、当該保管施設の敷地境界から内側への適当な幅の緩衝地帯を設け、緑化することが望ましいこと。

6 その他の構造

腐敗又は爆発のおそれのある特別管理産業廃棄物の保管を行う保管場所にあつては、3(1)の規定によるほか、温度管理を行うことができる設備を設けること。更に、特別管理産業廃棄物の流出又は揮発等を防止するため、特別管理産業廃棄物の性状により、耐久性及び耐腐食性を有した容器等に封入し保管すること。

なお、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物にあつても、できるだけ上記と同様の設備及び措置を講じ保管を行うこと。

7 表示

(1) 保管場所については、保管施設の出入口付近の見やすい場所に参考図5を例とした掲示板を設けること。

ただし、産業廃棄物の排出事業者の保管場所については、保管場所の出入口付近の見やすい場所に参考図5を例とした掲示板を設けること。

(2) 保管施設内に複数の保管場所を設置する場合は、保管施設の出入口の掲示板には、施設内の保管場所ごとの保管上限、保管高さ及び産業廃棄物の種類を記載すること。

また、併せて、保管施設内の保管場所の出入口に参考図6を例とした産業廃棄物の品目を明示した掲示板を設置すること。

(3) PCB汚染物等の保管施設にあつては、「PCB使用電気機器の取扱いについて」(平成5年4月通産省策定、平成10年11月改正)に規定する表示を併せて行うこと。

第6 保管場所の設置の条件

産業廃棄物収集運搬業者のうち保管場所を設置することのできる者は、次の条件のいずれかに該当するものに限る。

- 1 産業廃棄物の1日当たりの受託量が運搬車両1台分に満たない少量であるなど、運搬効率の観点から、産業廃棄物の保管を行う必要があると認められる場合
- 2 産業廃棄物の選別(産業廃棄物処分業にあたらぬもの。)を行うための保管である場合

第7 保管上限の適用除外

(1) 船舶を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合であつて、その船舶の積載量が第4の1(1)に規定する保管上限を超える場合は、保管上限の適用を除外する。

(2) 産業廃棄物処分業に係る保管上限適用廃棄物の処理を行う処理施設について

① 船舶により産業廃棄物が搬入される場合、当該船舶の積載量が第4の1(2)に規定する保管上限を超える場合は、船舶搬入分の産業廃棄物の処理期間に限り、次式により算定される数値を超えない量を保管上限とする。(参考図7)

$$\boxed{\text{船舶の積載量} + \text{処理施設の処理能力} \times (14 \times 1/2) \text{ 日分}}$$

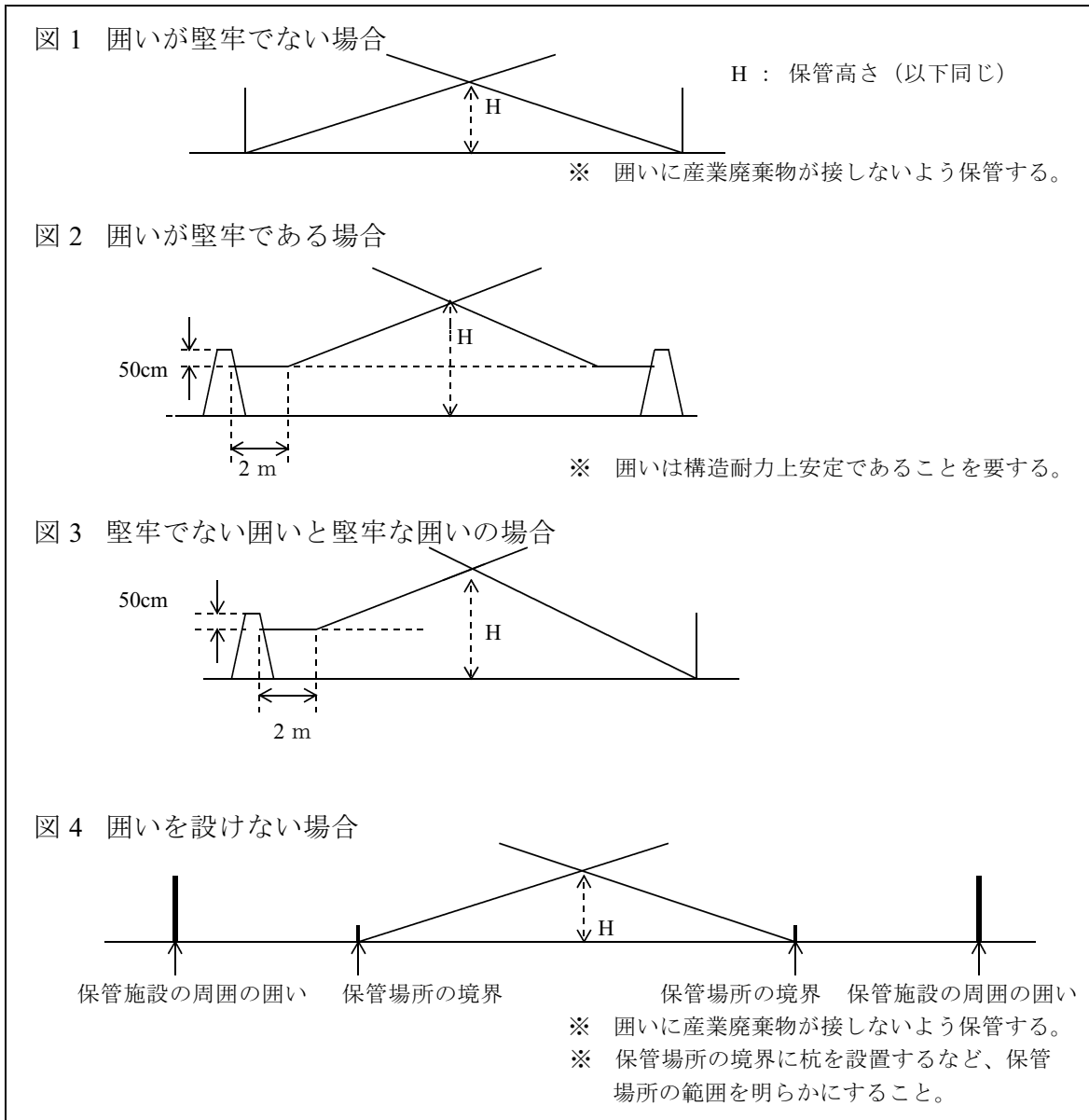
② 処理施設の定期的な点検又は修理の期間中に産業廃棄物の保管をする場合は、当該定期点検等が終了した翌日から60日間に限り、次式により算定される数値を超えない量を保管上限とする。(参考図8)

なお、この定期点検等とは、あらかじめ処理施設の年間維持管理計画等により定められているものであつて、その期間が連続して7日間を超えるものに限る。

$$\boxed{\text{処理施設の処理能力} \times (\text{点検開始からの経過日数} + (14 \times 1/2) \text{ 日})}$$

③ 廃タイヤを11月から翌年の3月までの間保管する場合は、処理能力の60日分を超えない量を保管上限とする。(参考図9)

第8 参考図
1 保管高さ



- ※ 以上はすべて実線より下に廃棄物を保管することを要する。
- ※ 実線の傾斜は50% (1:2.0) 以下の勾配であること。
- ※ 保管場所の形状が不整形である場合など、各地点の保管高さが異なる場合は、そのうちで最も低いものを当該保管場所の保管高さの上限とすること。

2 表示

図 5 保管施設出入口に設置する掲示板

	施設の名称	産業業廃棄物保管施設 ※1	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100%; position: relative;"> ↑ ↓ 100cm 以上 </div>
	保管する産業廃棄物の名称	金属くず、廃プラスチック類、木くず、 廃油 ※2	
	管理者名	〇〇産業(株) 担当者 〇〇 〇〇	
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	保管高さの ^{※3} 上限	金属くず 〇〇m、木くず 〇〇m 廃プラスチック類 〇〇m	
	保管数量の上限 ※5	金属くず 〇〇〇 m ³ 廃プラスチック類 〇〇〇 m ³ 木くず 〇〇〇 m ³ 廃油 〇〇〇 m ³	
※6 {	許可の種類	産業廃棄物処分業	
	許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	許可番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	

120cm 以上

※1 特別管理産業廃棄物の保管施設にあっては、施設の名称は「特別管理産業廃棄物保管施設」と記載すること。

※2 保管する産業廃棄物の名称の欄には、木くず、金属くず等の法に規定された名称にて記載することを原則とするが、保管しているものが混合物である場合は、例えばシュレッダーダスト又は廃自動車のように、具体的な名称を記載して差し支えない。

※3 保管高さの欄には、屋外で容器を用いずに産業廃棄物の保管を行う場合にのみ記載すること。

※4 複数の保管場所を設置する場合は、保管場所ごとの保管高さを記載すること。

※5 複数の種類の産業廃棄物の保管を行う場合は、保管上限の欄には、産業廃棄物の種類ごとに上限を記載すること。
(産業廃棄物の排出事業者が発生場所に設置する保管場所にあつては、記載を要しない。)

※6 産業廃棄物処理業者にあつては、① 取得している許可の種類、② 許可年月日、③ 許可番号についても記載すること。(排出事業者の保管にあつては記載を要しない。)

※ 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物のいずれも同一の保管施設内で保管する場合は、それぞれの掲示板を掲示すること。

※ 文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。

図 6 保管場所出入口に設置する掲示板

廃プラスチック類の保管場所

※ 掲示板の記載は縦横のいずれも可とする。

※ 各産業廃棄物の種類ごとに区分されている保管場所の出入口付近の見やすい個所に掲示し、保管している産業廃棄物の種類を明らかにすること。

※ 保管する産業廃棄物の名称は、木くず、金属くず等の法に規定された名称にて記載することを原則とするが、保管しているものが混合物である場合は、例えば「シュレッダーダストの保管場所」又は「廃自動車の保管場所」のように、具体的な名称を記載して差し支えないこと。

※ 文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。

3 保管上限の適用除外

図7 船舶により産業廃棄物が搬入される場合

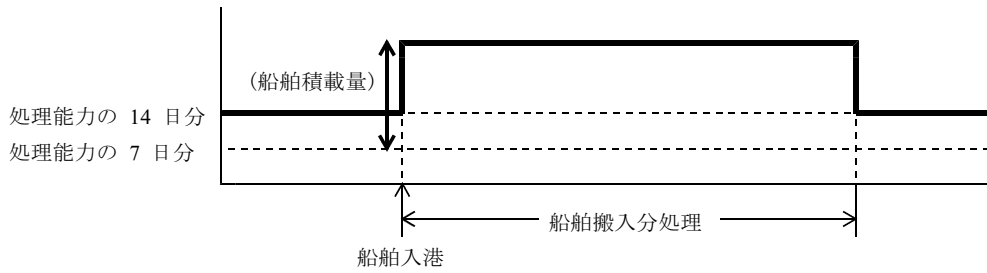
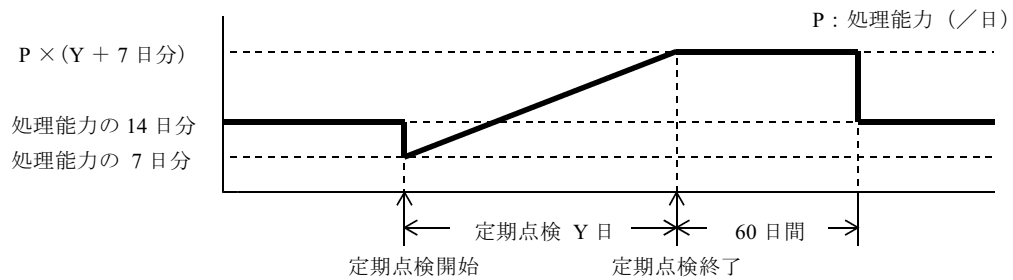
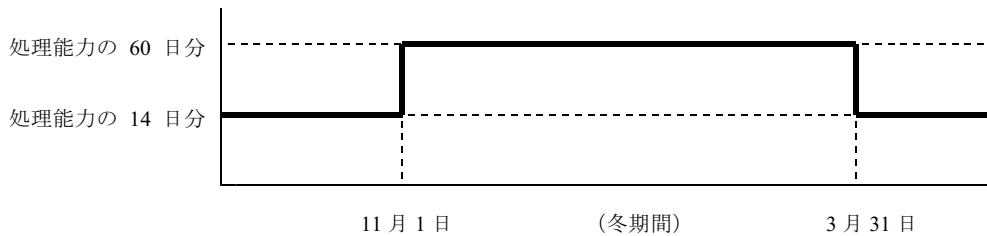


図8 処理施設の定期点検等による場合



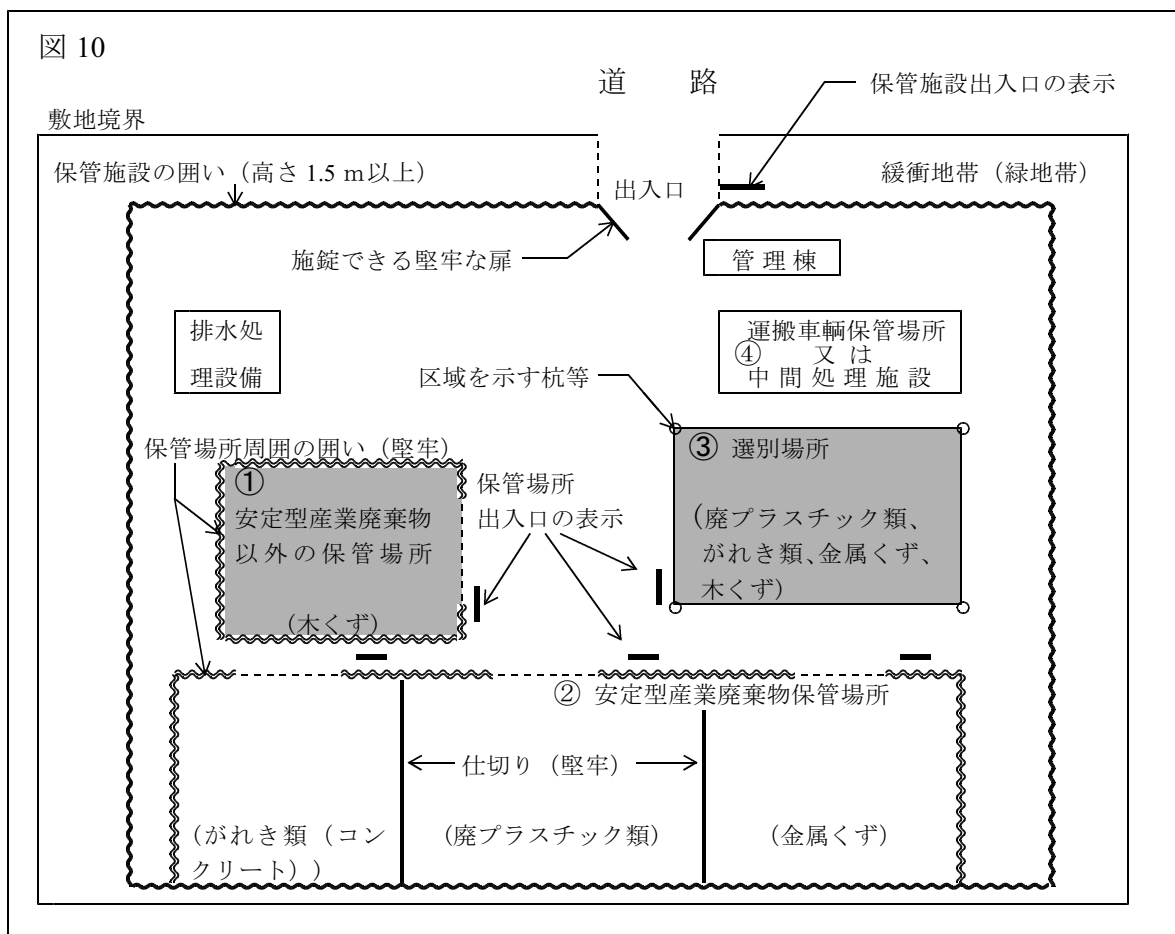
- ※ 定期点検等とは、あらかじめ処理施設の年間維持管理計画等により定められているものであって、その期間が連続して7日間を超えるものに限る。
- ※ 定期点検等終了時に本来の保管上限（処理能力の14日分）を超えている場合は、点検終了の翌日から60日以内に復帰することを要する。

図9 冬期間の廃タイヤの保管




※ 図中の **—** は、保管上限を示すものである。

4 保管施設の例



1 保管場所の構造

- (1)  は、コンクリート製等の地下浸透を防止できる材質で被覆することを要する箇所を示す。
- (2) 屋外で産業廃棄物の保管を行う場合には、必ず保管場所の周囲の囲いの設置を要する。
- (3) 保管施設の周囲の囲いは、高さ 1.5 m 以上の耐久性を有するものであり、施錠できる堅牢な扉を設けた出入口が設けられているものであること。
- (4) 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合の保管場所周囲の囲いの構造は、その荷重に対し構造耐力上安定であることを要する。
- (5) 安定型産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の容器等により保管されている産業廃棄物の保管場所又は選別場所であって、保管施設の周囲に囲いが設置されていて保管している産業廃棄物の飛散流出のおそれがないものについては、保管場所の周囲の囲いは設けなくともよいが、周囲に杭等を設置するなどの方法で保管場所の区域を判断できるような措置を講ずること。
- (6) 保管場所の周囲の囲いと保管施設の周囲の囲いを兼用することは差し支えない。
- (7) 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管場所の床は、地下浸透を防止することができる耐久性、耐腐食性を有する材質で被覆すること。(抜根、伐木等はこの限りではない)
- (8) 保管場所の周囲には雨水流入防止及び産業廃棄物からの浸出水等の流出防止のための開渠を設置し、産業廃棄物の性状に合わせ、排水処理設備を設置すること。
- (9) 第 5 の 3(1)に規定する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物等)を保管する場合は、必ず屋内又は屋根付の保管場所での保管を要する。また、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管にあっても、できるだけ同様の構造とすることを要する。

2 産業廃棄物収集運搬業の積替えのための保管施設の場合

- (1) ④は車輛保管場所となる。
- (2) 保管する産業廃棄物の種類に関わらず、第 4 の 1(1)の保管上限が適用されるので、①から③の合計の保管量が保管上限(平均的日搬出量の 7 日分)を超えない量とすることを要する。

(4) ③での手選別等により、有償売却できるものを分離し、他の産業廃棄物と混合しないよう区分して保管する場合は、当該有償売却できるものの保管量は保管上限には含まない。

3 産業廃棄物処分業の中間処理のための保管施設の場合

(1) ④は中間処理施設となる。

(2) ①及び②については、保管される産業廃棄物の種類及び処理方法により保管上限が異なる。

(3) がれき類が④において破碎・磁選・粒度調整され、再生路盤材としての有価性を持つと解される性状であって、再生利用されることが確実であると判断される場合は、当該破碎物の保管量は保管上限には含まない。

(4) 保管施設内に中間処理施設を設置せず、処分業に係る保管施設を行う場合であっても同様の扱いとする。

4 産業廃棄物の排出事業者が設置する保管施設の場合

(1) 保管上限の適用はないが、必要最小限の保管量にて行うことを要する。

(2) 産業廃棄物の発生場所から排出事業者自らが運搬し、発生場所と異なる個所にて保管を行う場合は、第4の1(1)の保管上限が適用される。

5 その他

保管場所における保管高さの規定は、屋外で容器等を用いずに産業廃棄物の保管を行う場合は、産業廃棄物処理業者及び排出事業者のいずれにも適用される。